医療的ケア児支援について

都の主な取組（令和8年度）

推進協第３回専門部会	
R8.10.9	資料4-1

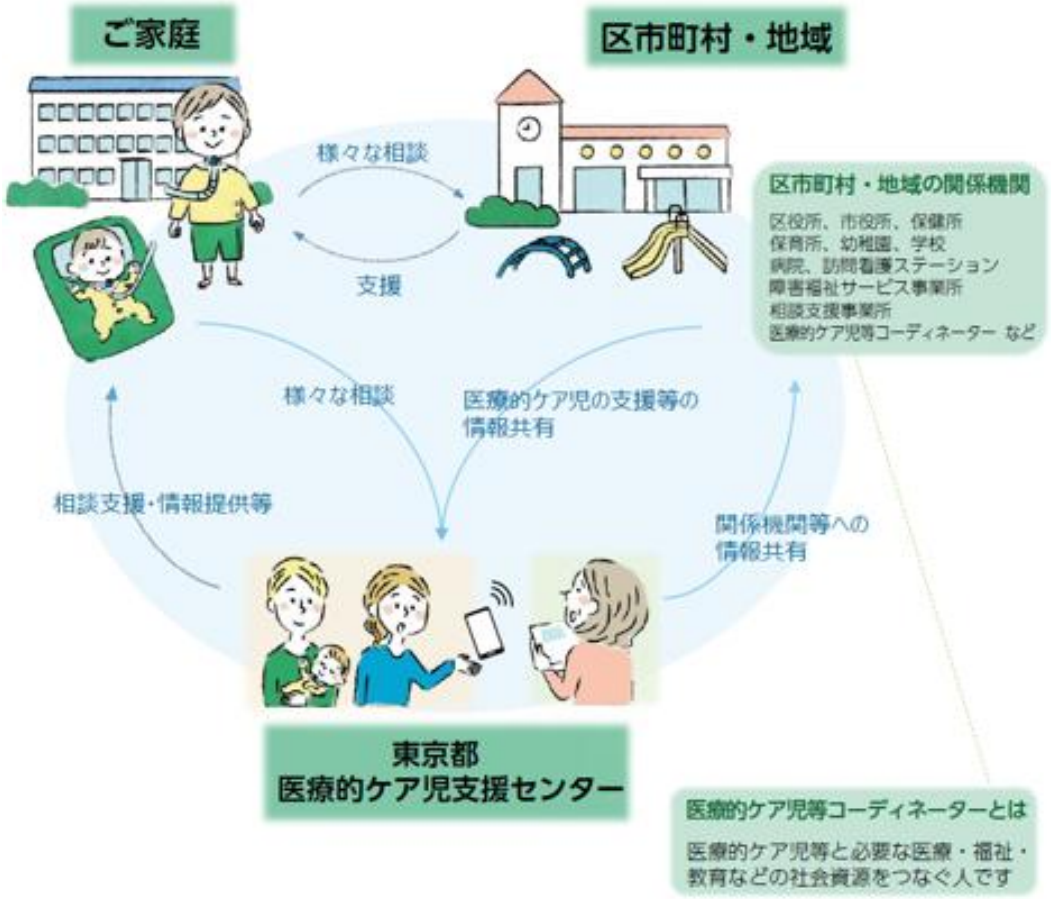
項目	事業	内容
協議の場	医療的ケア児支援地域協議会	関係機関による施策の推進や連携の強化を図る協議の場を運営
相談支援	医療的ケア児支援センター	医療的ケア児・家族等に対する相談支援、区市町村・関係機関への情報提供、連絡調整の拠点
人材養成	支援者育成研修、コーディネーター養成研修 医療的ケア児等受入促進研修、看護職員育成研修	医療的ケア児等支援に関わる関係機関職員、コーディネーターの養成 通所事業所の職員、看護師に向けた研修
在宅支援	重症心身障害児等在宅療育支援事業	訪問看護によるケアや発達・療育支援、家族への看護技術指導等
	医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業	訪看ステーション職員に対する研修、受入れに係る経費を補助
	在宅レスパイト・就労等支援事業	家族の休養や就労等を支援するため、自宅へ訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援
	障害者（児）ショートステイ事業	病床確保、看護師等に係る経費補助により受入れを促進 医療型短期入所新規開設に向けた開拓、医療機器等の整備費等補助
保護者就労支援	医療的ケア児ペアレントメンター事業	親の就労や子育てに関する不安や悩みにメンターによる相談支援
	医療的ケア児日中預かり支援事業	医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対して、必要な経費を補助
区市町村支援	医療的ケア児等総合支援事業 医療的ケア児等コーディネーター体制整備	医ケア児等の支援体制整備に係る区市町村の取組を支援

医療的ケア児支援地域協議会

- 医療的ケア児支援に係る関係機関による施策の推進や連携の強化を図る協議の場を運営
- 保健医療、障害福祉、保育、教育関係者や東京都医療的ケア児支援センターの医療的ケア児コーディネーター等が参画し、年３回実施

医療的ケア児支援センター

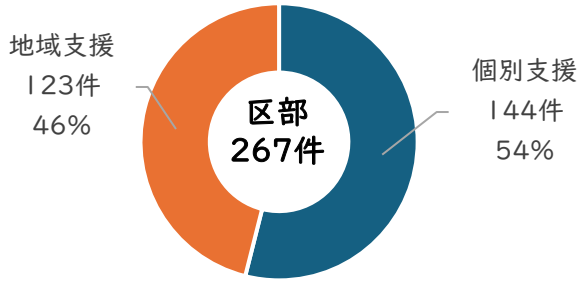
- 医療的ケア児やその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、区部（大塚病院）及び多摩地域（小児総合医療センター）にセンターを設置し、相談支援や情報提供を実施

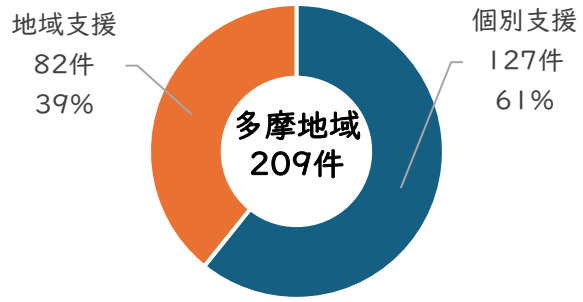


医療的ケア児支援センターでの相談対応の状況（令和７年度）

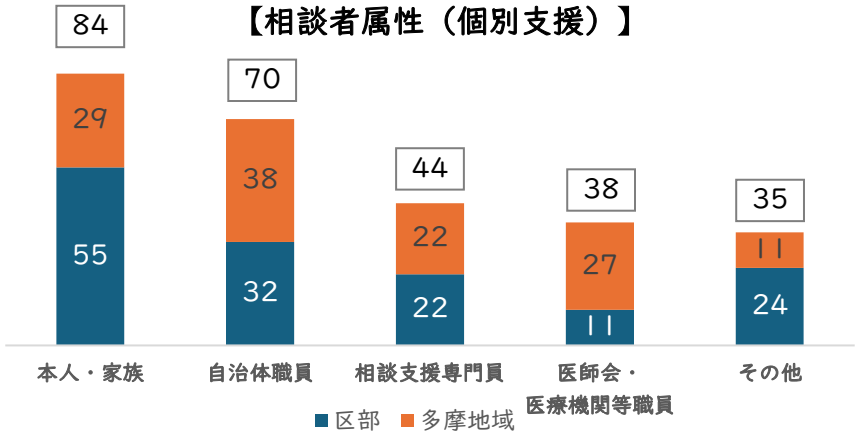
【相談件数】 **個別支援**…特定の医療的ケア児と家族への個別の支援に向けた対応　　**地域支援**…自治体・地域における支援体制構築の後方的な支援

合計476件

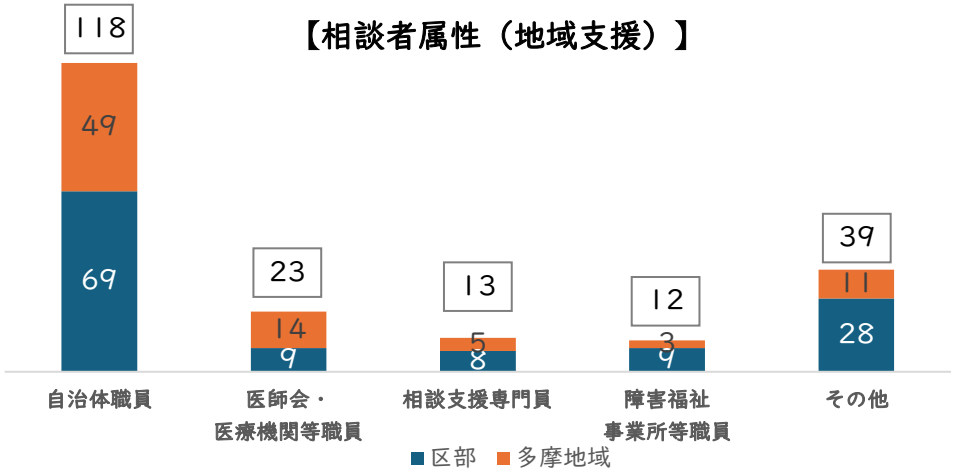




【相談者属性（個別支援）】



【相談者属性（地域支援）】



【主な相談内容（個別支援）】

※上位５位を掲載

内 訳	障害福祉サービスに関すること	学校に関すること	レスパイト(入所・入院)に関すること	保育所、幼稚園に関すること	医療的ケアに関すること
区部	59	38	29	16	20
多摩	32	16	12	19	11
計	91	54	41	35	31

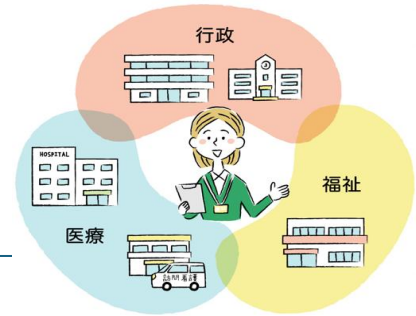
【主な相談内容（地域支援）】

※上位５位を掲載

内 訳	保育所・幼稚園に関すること	自治体(相談窓口)に関すること	医療的ケアに関すること	障害福祉サービスに関すること	学校に関すること
区部	34	12	23	16	11
多摩	9	20	9	15	20
計	43	32	32	31	31

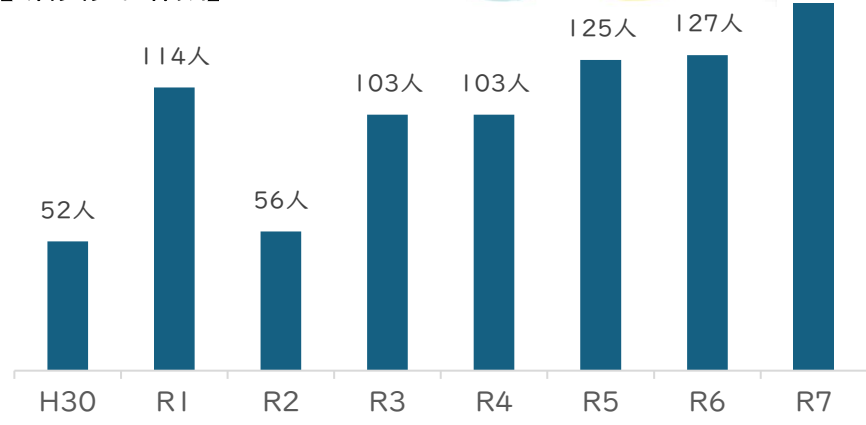
医療的ケア児等コーディネーター養成研修

▸ 医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成し、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていくことができる体制を整備



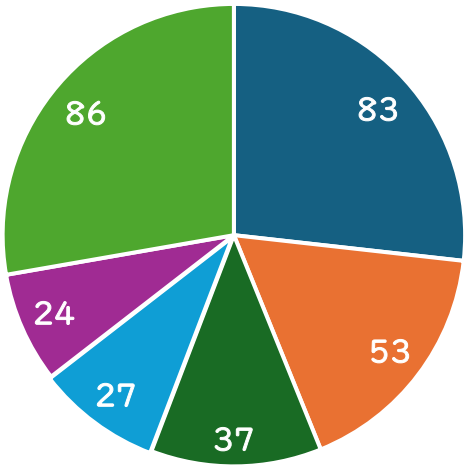
事項	内容
実施内容	国の「医療的ケア児等総合支援事業実施要綱」に基づき、定められているカリキュラムに沿った内容の研修を実施
対象者	相談支援専門員、保健師等、今後、地域において医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの役割を担う予定のある者で都内事業所、都内自治体に所属する者
実施規模	200 名（区部120 名・市町村部80 名）
実績	養成者数：828名（平成30年～令和７年）

【研修修了者数】



【医療的ケア児等コーディネーターの主な活動内容】

N＝121



- 相談支援専門員として基本相談や利用計画作成を実施
- 「協議の場」に参加（又は事務局の一員として関わっている）
- 地域の関係機関に対する、医療的ケア児等支援の助言・後方支援
- 医療的ケア児支援に関する事業を担当
- 医療的ケア児等や家族等からのワンストップ相談窓口の役割
- その他

（令和７年度医療的ケア児等コーディネーター調査より、都内の医療的ケア児等コーディネーターに対しての調査結果）

在宅レスパイト・就労等支援事業

▸家族の休養や就労等を支援するため、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援

事項	内容
実施方法	区市町村補助（区市町村が訪問看護事業者と委託契約し、ケアを実施）
負担割合	都：１／２、区市町村：１／２
補助基準額	15,000円（２時間）～30,000円（４時間）
対象者	次の状態にある者を介護する家族等 ①医療的ケアがある重症心身障害児（者） ②日常生活を営むために医療を要する状態にある在宅の障害児（医療的ケア児） ※利用目的は、家族の休養（レスパイト）または離職防止等（就労等支援）とする
利用時間	年間288時間を上限
実施区市町村数	令和７年度：38区市町村



東京都医療的ケア児等総合支援事業

▸医療的ケア児等の支援体制整備に係る各区市町村の取組に対して経費を補助

事項	東京都医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業
主な内容	・協議の場の設置 ・医ケア児等の相談体制の整備 ・医療的ケア児等に対応する看護職員確保のための体制構築 ・医ケア児等とその家族への支援 ・医療的ケア児等一時預かり　　等	・基盤整備に係る業務 ・サービス等利用計画策定前の業務
実施区市町村数	令和７年度：３３区市町村	令和７年度：１３区市町村

○成果目標について

	国の基本指針		都の成果目標	令和７年度末実績
第３期 障害児福祉計画	①	医療的ケア児支援センターを設置 （都道府県）	設置	設置済
	②	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置 （都道府県・区市町村）	東京都及び各区市町村において設置	東京都都及び ４６区市町村で設置
	③	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 （都道府県・区市町村）	東京都及び各区市町村において配置	東京都及び ４１区市町村で配置

	国の基本指針		都の成果目標（案）
第４期 障害児福祉計画	①	医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置 （都道府県）	国の基本指針に即しつつ、実績等を踏まえて目標を設定
	②	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場に**医療的ケア児支援センターが参画** （都道府県）	
	③	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 （区市町村）	
	④	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置 （区市町村）	

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律　概要

（改正後の題名：医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律）　〔該当条項〕

背　景

令和３年に制定された本法律により、医療的ケア児が保育園や学校へ通いやすくなるなど、１８歳未満の児童に対する必要な支援は徐々に整ってきている。一方で、①医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大（同様の支援を必要とする重症心身障害者についても支援対象とする）、②レスパイト・就労支援等の支援施策の充実、③医療的ケア児支援センターの強化など、この間に明らかになった新たな課題に対応するための法改正が必要とされた。

基本理念の充実

○　基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むこと〔３条１項〕
○　１８歳に達した後等も、切れ目なく適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら、希望する地域において日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること〔３条３項〕

支援対象の拡大・支援施策の充実等

１　医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大

○　医療的ケア児等（右記②・③の者）
○　重症心身障害者
を支援対象に追加〔２条３項・４項〕

【医療的ケア児等】
①　医療的ケア児
②　①であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの
③　日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者
【重症心身障害者】重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（そのうち児童である者は重症心身障害児）

２　支援施策の充実

【保育・教育等】①喀痰（かくたん）吸引等を行うことができる介護従事者の配置〔９条２項・３項、10条２項〕、②社会的養護体制の拡充〔９条の２〕、③生涯学習の推進〔10条３項〕
【生活・就労等】①日常生活支援（レスパイト・通学支援等）〔11条〕、②切れ目ない医療の提供〔11条の２〕、③就労支援〔11条の３〕、④住居の確保〔11条の４〕、⑤ピアサポート〔12条２項〕
【人材確保等】①支援に係る研修の実施方法の見直し〔20条〕、②医療的ケアの提供の在り方の見直し〔20条の２〕

３　医療的ケア児等支援センターの強化等〔14条〕

①　都道府県知事に加え、指定都市、中核市その他の政令で定める市、特別区の長も設置可
②　進行性の疾病を有する者等についても相談支援の対象
③　災害時への備え・対応
そのほか、「医療的ケア児等支援地域協議会」の新設（協議会の協議結果について尊重義務）〔18条の２〕

【その他】支援に関して講じた施策に係る公表等（国・地方公共団体）〔８条の２〕、地域格差の是正のための検証等〔22条〕

【施行】令和９年４月１日　**【見直し】**この法律の施行後３年

（こども家庭庁公表資料）

・今後、障害福祉計画の基本指針においても、法改正の内容が反映される予定
　⇒今後の国の動向を踏まえ、都の障害福祉計画の記載内容等を検討